

# Tokyo SME サポートデスク インドネシア NEWS LETTER

**Vol.3**  
2017.12  
※隔月発行予定



公益財団法人東京都中小企業振興公社はASEAN最大の経済大国であり、2,000社以上の日系企業が進出しているインドネシアに「Tokyo SME サポートデスク インドネシア」を開設しています。

本ニュースレターでは、インドネシアに既に進出されている企業様及び今後進出を希望されている企業様向けに、インドネシアの最新情報をお伝えします。

## 知りたい！インドネシア

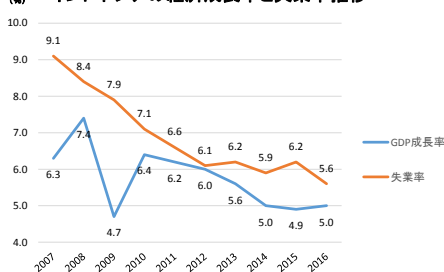
### 人口ボーナス 今後どうなる？

インドネシアにおける女性一人当たりの出生人数は、1976年は5.20人でしたが、2015年には2.28人まで減少しています。このままいくと、2025年には、2.10人まで減少し、2060年頃には、2.0人を下回る見込みです。

2035年のインドネシアの人口予想は3.06億人、また15歳～64歳の労働人口は、67.39%と見込まれています。人口ボーナスはピークを過ぎたように見えるものの、高齢化社会になるのは、まだ遠い先の話のようです。

インドネシアは5%以上の経済成長率を達成しないと、人口ボーナスで増加する就業人口を吸収できないと言われていています。2016年末時点の完全失業率は5.6%となっています。失業率は10年前の8.4%と比べると低下していますが、他のアジア諸国と比べるとまだ高い水準にあります。学歴別の失業率は大卒が5.18%、高卒が8.29%、専門学校卒が11.41%となっています。増加する労働人口を支えるため、引き続き5%以上の成長が必要な状況となっています。

インドネシアの経済成長率と失業率推移 データ：インドネシア中央統計局



アジア各国の生産年齢人口比率と失業率 (%)

データ：世界銀行

	インドネシア	タイ	マレーシア	ベトナム	フィリピン	中国	インド
2016年 生産年齢 (15～64歳)比率	67.0	71.9	69.1	68.4	63.4	73.0	63.6
2015年 失業率	5.6	0.6	3.3	2.2	5.9	4.6	3.5

## 経済ニュース

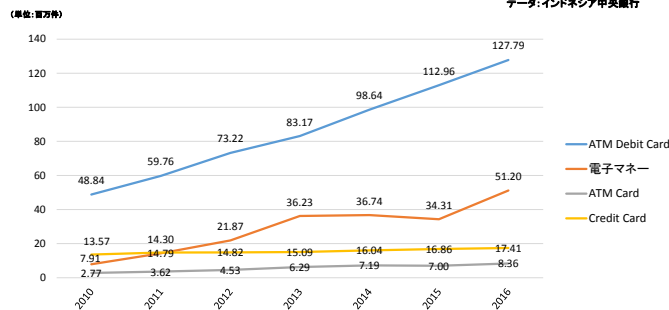
### 増加する電子マネーによる支払い

2016年において電子決済手段として一番利用されているのはATM Debit Cardによる支払いで、全体の62%を占めています。次に利用されているのは電子マネーで全体の25%を占めています。2010年の利用件数と比べると、一番伸び率が高いのは電子マネーで6.5倍となっており、ATM Debit Cardの2.6倍、クレジットカードの1.3倍と比較しても突出した伸びとなっています。

利用が伸びている要因として、高速道路での利用が広がっていることが挙げられます。政府は電子取引の推進を図るため、利用会社と決済会社をつなぐサービスを提供するスイッチング会社の育成を図っています。

インドネシアにおける電子決済手段の取引件数推移

データ：インドネシア中央銀行



インドネシアにおける携帯端末の契約率は他のアセアン諸国と比べても遜色はないですが、インターネットの利用率は25.4%と低く、今後電子マネーも含め電子取引市場の拡大が予想されます。

アジア主要国の産業・生活指標比較

データ：国連などの公的機関、各国政府統計

	インドネシア	タイ	マレーシア	ベトナム	フィリピン	シンガポール
携帯端末契約数 (100人当たり)	149.1	172.6	141.2	128	109.2	147.1
インターネット 利用率 (%)	25.4	47.5	78.8	46.5	55.5	72.4

## インドネシア ビジネス用語ワンポイント解説 第3回「 NPWP 」

NPWP(Nomor Pengenal Wajib Pajak)とは納税者登録番号のことです。インドネシアで個人、法人が納税するためにはNPWPを取得しなければなりません。個人の場合では、就業を目的として派遣された社員や1年間を通じ183日以上滞在した出張者もNPWPを取得して、納税しなければなりません。最近ではマネーロンダリングや租税回避を防止するため、NPWPを取得していないと会社設立手続きやライセンス申請が出来ないようにになっています。

また会社清算や派遣社員が帰国する場合はNPWPの抹消手続きをしなければなりません。法人・個人の場合とも、NPWPの抹消手続きを申請すると、過去に遡って税務調査が行われます。

## 《輸出入貨物の支払いと受け渡し条件についての法律》

2017年7月24日発効 No.29Year2017

輸出入貨物の支払と受け渡し条件について、新たな規程が設けられました。

1. 輸出は現金、貿易信用状(LC)、前払い、取り立て(Collection)、清算口座(Open Account)、委任口座(Consignment)により決済されなければなりません。指定された特定貨物の決済は貿易信用状によります。また、武器、国家安全に係る物品の決済は規程された方法で行わなければなりません。
2. 輸入はバーター取引、相対取引(Counter Purchase)、買戻し(Buyback)、相殺による相対貿易(Counter Trade)、貿易信用状、前払い、取り立て、清算口座、委託口座により決済されなければなりません。指定された特定貨物の決済は相対取引によります。(従来は輸出入とも、前払い、貿易信用状、DP、DA、清算口座、委託口座、双方で合意された方法と規定されていました。)また、武器、国家安全に係る物品の決済は規定された方法で行わなければなりません。
3. 輸出入の受け渡し条件は、FOB(Free on Board)、CFR(Cost & Freight)、CIF(Cost, Insurance & Freight)、EXW(Ex Work)、FCA(Free Carrier)、FAS(Free Alongside Shio)の方法によらなければなりません。指定された特定の輸出貨物はCIF、特定の輸入貨物はFOBで引き渡されなければなりません。
4. 指定された特定の輸出入の支払いと受け渡し条件を遵守しなかった者は、警告書の出状、事業活動の一時停止、罰金、ライセンスの一時停止、ライセンスの剥奪の行政罰が下されます。(従来は規程にはありませんでした。)
5. 旧法のもとで行われた取引については、本規程は適用されません。

## Tokyo SMEサポートデスク インドネシア概要

名称 Tokyo SMEサポートデスクインドネシア  
 所在地 PT Fair Consulting Indonesia 事務所内  
 事務所内(フェアコンサルティング・オフィス内)  
 16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman  
 Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia  
 (Ayana Hotel 隣)  
 相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
 (インドネシア時間)  
 (土曜・日曜・年末年始・インドネシアの休祝日  
 を除く)  
 ※インドネシアと日本の時差2時間

運営方法 業務委託  
 (委託先:株式会社フェアコンサルティング)  
 対象者 東京都の中小企業及び都内中小企業の  
 インドネシア法人  
 電話 +62-21-570-6252(日本語可)  
 E-mail TokyoSME-indonesia@faircongrp.com  
 利用料 無料  
 ※専門家の業務に属する高度なアドバイスや  
 実務代行等は対象外

**東京にしながらWEB会議で相談できます！**



お問い合わせ先

事業全体に関すること: 東京都中小企業振興公社 国際事業課 03-5822-7241

個別相談に関すること: Tokyo SME サポートデスク インドネシア+62-21-570-6252